

平成 26 年 1 月 29 日
福祉部高齢社会対策課

第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の検討課題および検討体制について

1 方針

練馬区介護保険運営協議会（以下、「協議会」という。）は、第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第 6 期計画」という。）の策定に係る審議機関として、区長からの諮問に応じて、審議し、答申を行う。

区長は、答申にある意見・提言等を踏まえ、第 6 期計画を策定する。

2 検討課題

第 5 期（平成 24～26 年度）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37 年に向けて地域包括ケアシステムを構築する最初の 3 年間と位置付けている。第 6 期計画においても地域包括ケアシステムを推進するため、引き続き下記の課題に取り組むこととし、計画策定に向けての検討を行う。

地域包括ケアシステムの推進

- (1) 高齢者相談センターの支援体制の充実
- (2) 施設・地域密着型サービス拠点の整備
- (3) 認知症対策の推進
- (4) 医療と介護の連携
- (5) 介護予防の推進
- (6) 住まいへの支援
- (7) 生活支援サービスの充実
- (8) 見守りの充実
- (9) 社会参加の促進
- (10) 介護人材の育成と確保

3 各審議機関での検討

第 6 期計画策定に向けた提言等を行うため、区長の付属機関である協議会、練馬区地域包括支援センター運営協議会、練馬区地域密着型サービス運営委員会の 3 つの審議機関が各々の所掌する課題について検討する。

検討課題のうち、「地域密着型サービス拠点整備」については練馬区地域密着型サービス運営委員会、「高齢者相談センター」については練馬区地域包括支援センター運営協議会が所掌している。このため、まず、協議会から当該分野を所掌するそれぞれの審議機関へ課題の検討を依頼する。依頼を受けた審議機関による検討結果についての回答を踏まえ、協議会では当該検討課題に関する答申を作成する。

4 第6期計画策定に係る検討・審議機関と所掌事項

検討・審議機関	目的	所掌事項	設置
練馬区介護保険運営協議会	介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業計画および老人福祉計画（練馬区では高齢者保健福祉計画）に関する事項 2 その他介護保険事業の運営に関する重要な事項 	区長の 付属機関 常設
練馬区地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センター（練馬区では高齢者相談センター）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターの設置に関する事項 2 地域包括支援センターの運営に関する事項 3 1、2に掲げるもののほか、地域包括センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項 	区長の 付属機関 常設
練馬区地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域密着型介護サービス費の額に関する事項 2 地域密着型介護予防サービス費の額に関する事項 3 指定地域密着型サービスの指定に関する事項 4 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項 5 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準および指定地域密着型サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項 6 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項 7 1～6に掲げるもののほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項 	区長の 付属機関 常設
練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）策定委員会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）を策定するため	<ol style="list-style-type: none"> 1 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針に関する事項 2 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容に関する事項 3 その他委員長が必要と認める事項 	区庁内 検討組織 （区幹部職員により構成） 計画策定時に設置 下部組織として分科会を設置

5 第6期計画検討・審議機関関係図

